

お客様各位

平成28年10月1日

日増しに秋の深まりを感じる季節となりまして、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成28年度税制改正について
3. コラム～既に始まっている「働き方改革」について

1. 今月の事務

今月は、社会保険の標準報酬の切替えと労働保険の概算保険料第2期分納付があります。

7月に提出した「報酬月額算定基礎届」に基づく定時決定で、10月分の健康保険・厚生年金保険の標準報酬が切り替わっています。また、10月からの一般被保険者の厚生年金保険料率は18.182%（改定前は17.828%）に引き上げられています。

加えて、ことしは標準報酬月額の等級の新設があったことには注意が必要です。厚生年金保険については、標準報酬月額の下限として、8万8,000円（1等級）が、ことしの10月分（11月30日納付期限分）から新設されます。

新標準報酬と改定後の料率による保険料は、原則として10月に支給する給与から徴収を開始しますので、手続きや金額等を改めて確認しましょう。

そして、労働保険の概算保険料は一括納付が原則ですが、年度更新の際に「延納」の申請をすることにより、3期に分割して納付することができます。この「延納」を申請した場合の労働保険料第2期分の納付期限は10月31日です。所轄の労働局から納付書が送られてきますので、内容を確認し、期日までに納付しましょう。

2. 平成28年度税制改正について

法人税法では税率の引き下げが一服し、消費税は増税延期が確定した中で、平成28年度税制改正では所得税関係が注目されています。

先月号でお伝えしました所得税の配偶者控除の見直しですが、以前から、この制度が女性の社会進出を妨げているとの指摘があり、女性活躍支援の観点からも見直しの気運が高まっています。

パートタイムやアルバイトで働いている女性のなかには、この年収制限を気にして労働量を調節しているケースも多いとみられ（特に年末になると顕著です）、この「税の優遇」を廃止することによって、より自由な働き方が可能になると考えられています。

配偶者控除を廃止して、その分を子育て支援の拡充に充てる方向で国民の理解を得たいところですが、それだけでは子育てを終えた世帯にとっては増税感が強まるため、その緩和策として、新たに「夫婦控除」の創設が有力といわれています。夫婦控除とは、低・中所得世帯に配慮したもので、主婦の勤労の有無に係らず夫婦合算で控除するものです。

そうすると、使用者側も雇用戦略の練り直しが必要となり、10月から従業員501人以上の事業所を対象とした社会保険の適用拡大に関して、中小企業にも早期対策が必要となることが予想されます。

3. コラム～既に始まっている「働き方改革」について

先月下旬に、政府から働き方改革の主要目標として9項目が公表されました。

労働力が不足している建設や介護分野に外国人受け入れを柔軟に行えるようにすることや、現状では労使協定があれば無制限に時間外労働が認められているものに上限規制を掛ける、その他、非正規労働者の処遇改善として同一労働同一賃金の実施など、内容は以前からお伝えしてきたものです。

さて、10月から動き出している働き方改革として、従業員が501人以上の企業に雇用される下記の要件を満たす従業員に対する社会保険加入拡大が挙げられます。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金88,000円以上（年収換算で106万円以上、残業代や交通費などは含まない）
- ③ 継続して1年以上雇用される見込があること

現行の社会保険の加入要件は「週30時間以上かつ2ヶ月以上の雇用見込み」であり、かなり要件が緩和されますが、学生は従来通り除外されます。

これは、既婚女性が夫の社会保険の扶養家族でいるために、年収130万円未満という枠を守ろうとする「130万円の壁」を取っ払うことで女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備えることが大きな目的とされ、厚生労働省の推計ではこの制度改革により25万人が社会保険に加入対象になるそうです。今後は「106万円の壁」になるのでしょうか。

社会保険加入によって、厚生年金が増えるというメリットはありますが、実際に保険料以上の年金をもらうには10年以上は働く必要があるとの試算もあります。

むしろ、被用者でありながら社会保険に加入できないため、国民健康保険及び国民年金保険料を負担している非正規労働者にとっては、社会保険における「格差」を是正することになり、朗報でしょう。

なお、毎年10月に改定される最低賃金は、今年度は過去最大の引き上げ幅となり、兵庫県では819円となったことも、社会保険適用拡大に繋がる可能性があります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>